

添付書類一覧

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則

(許可申請書添付図書の記載事項)

第1条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下「法」という。)第4条第2項の厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 食鳥処理場の平面図
- 二 食鳥処理を行うための機械の配置図
- 三 食鳥処理を行うための機械の仕様の概要
- 四 食鳥処理をしようとする食鳥の羽数
- 五 水道法(昭和32年法律第177号)に規定する水道事業及び専用水道により供給される水(以下「水道事業等により供給される水」という。)以外の水を使用する食鳥処理場にあつては、同法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写し
- 六 法人にあつては、登記事項証明書

(食鳥処理衛生管理者に関する届出事項)

第7条 法第12条第4項の厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 食鳥処理場の名称及び所在地
 - 三 食鳥処理衛生管理者の氏名、住所及び生年月日
 - 四 食鳥処理衛生管理者が法第12条第3項各号のいずれかに該当する旨
 - 五 食鳥処理衛生管理者を置いた年月日又は変更した年月日
- 2 前項の届出には、食鳥処理衛生管理者が法第12条第3項各号のいずれかに該当することを証する書面を添えなければならない。